

入居者の所得認定（資格審査）に必要な書類

●入居の前年中に給与収入があった場合

入居する年の1月1日以降、継続して同じ職場で勤務している場合	
必要な書類 (いずれか一つ)	①源泉徴収票（写し） ②所得証明書（写し） ③確定申告書の控え（写し） ④市民税・道民税課税明細（納税通知書） 又は特別徴収税額決定通知書（写し）

入居する年の1月1日以降、転職・就職して勤務先が変わった場合	
必要な書類	就職（予定）及び給与支給証明書 ※働き始めた月から12カ月分（今後の見込み含む）の収入を 勤務先で証明（原本）

入居する年の1月1日以降、離職し、資格審査時点で無職の場合	
必要な書類 (いずれか一つ)	①退職日の記載された源泉徴収票（写し） ②雇用保険被保険者離職票（写し） ③健康保険資格喪失証（写し） ④雇用保険受給資格者証（写し）

●入居の前年中に収入が無く、資格審査点でも無い場合

入居する年の1月1日以降、継続して同じ職場で勤務している場合	
必要な書類	所得証明書（写し） ※本人、配偶者、同居人が18歳以上の場合は <u>「無職無収入申込書」ではなく「所得証明書」を</u> <u>徴収してください。</u>

※入居申込書（太枠線内記入）と上記必要書類と運転免許証の写しをご持参又は郵送下さい。